

第 3 8 9 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 4 年 7 月 2 0 日



5. 議事事項とその結果

第1号議案 「まきえ釣り漁業許可の公示について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「第一種区画漁業に係る海区漁場計画の作成について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第3号議案 「漁業権の一斉切替えに係る漁業免許方針案について（協議）」

内容を事務局が説明し、了承された。

第4号議案 「その他」

イイダコ遊漁対策の取組について事務局が説明した。

6. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に大北委員と松本委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。「まきえ釣り漁業許可の公示について」知事から諮問が参っております。事務局説明願います。

〔事務局（秦主任技師）〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、まきえ釣り漁業許可の公示について事務局から説明いただきました。与島漁協のまきえ釣りについて、10年以上休業していたが再度就業したいとのことでした。この件について何か意見等ありますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

それでは、よろしいでしょうか。

（一同、異議なし）

〔北尾会長〕

それでは、本件について、適当である旨、答申することとします。

続きまして、「第一種区画漁業に係る海区漁場計画の作成について」知事から諮問が参っております。事務局説明願います。

〔事務局（赤井副主幹）〕

（資料2に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、海区漁場計画の作成について説明がありました。前回の海区漁業調整委員会で説明いただいた内容と同じということで、内海漁協から2件、池田漁協から3件のひじき養殖について新規で申請があったということです。この件について利害関係者の意見聴取を行ったが特に意見はなかったとのことでした。この件に関して、何か質問等ありますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

それでは、案のとおり認めるということによろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

〔北尾会長〕

それでは、本件について、適当である旨、答申することとします。

続きまして、「漁業権の一斉切替えに係る漁業免許方針案について」事務局から説明願います。

〔事務局（赤井副主幹）〕

(資料3に基づいて説明)

〔北尾会長〕

ただいま、漁業権の一斉切替えに係る漁業免許方針案について主旨、基本的な考え方、存続期間、海区漁場計画の内容等を事務局から説明いただきました。

ここまでで、ご意見等ございますか。

〔志摩委員〕

特段大きく変わったところはないとの理解でよろしいでしょうか。

〔赤井副主幹〕

大きく変わったところはありませんが、法改正の観点で、海区漁場計画を知事が定めることとなったことや、既存の漁業権が適切かつ有効に利用されている場合は活用漁業権に設定されるということを方針に盛り込んでおります。

〔志摩委員〕

適切かつ有効の判断は誰がするのでしょうか。

〔赤井副主幹〕

基準としては水産庁からガイドラインが示されており、それに基づいて県の方で判断します。今後、ヒアリング等で各漁協を回る際に判断させていただくことになると思います。

〔志摩委員〕

この状況だと適切かつ有効に利用しているとは認めづらいなど、そのヒアリングの際にある程度は教えていただけるのでしょうか。

〔赤井副主幹〕

そのつもりです。いきなり認めませんということにはならないと思います。

〔山本委員〕

関係機関との協議とありますが、これはあくまでも旧地先を基本とするという理解でよろしいでしょうか。稀に河川法に準じてやっていたり、旧地先で言えば、かなり丘の方まで海であるということで、土木関係と調整をしていたりしますが、旧地先を基本とするという理解でよろしいですね。現状は河川になっているが、当時は海であった場所を基本として地先としているので、その旧地先を基本とすればいいですね。

〔植田室長〕

鴨部川のところですよね。既存の漁業権ができてるように、その場所については河川の担当と話ができているので従来通りの考え方で問題ないと思います。

〔山本委員〕

この話については県の方も覚えておいていただきたいと思います。漁協の組合長はすぐ変わるので、この話を知らない組合長になった場合、有効かつ適切な漁業権の活

用ができなくなってしまうのでぜひお願いします。

〔志摩委員〕

基本的に県の見解としては、海面は第一橋までという考え方であったと思いますが、山本委員がおっしゃりたいのは、考え方を曖昧にしておく、100年前は第一橋なんてなかったというやりとりが発生する可能性もありうるということかと思いますが、県の考え方をはっきりさせていただくのが大事なことだと思います。

〔植田室長〕

第一橋としている場所が多いですが、基本は共同漁業権の範囲で決めており、それがたまたま第一橋のところで定めているところが多くなっているということです。

〔志摩委員〕

第一橋と言っても先代の時代はその第一橋がなかったということによく揉めていたと聞いております。内水面との揉め事もありますので、そういったところはきちんと把握しておいていただき、しっかりと回答できるようにしていただきたいと思います。

〔北尾会長〕

紛らわしい点については緯度経度を記載するという方法もあるかと思いますが。

〔志摩委員〕

変更する場合は海区漁業調整員会に諮問いただき、当事者も含めて審議させていただきたいと思います。

〔北尾会長〕

言葉だけだとまた新しい橋ができた場合に考え方が変わるといけないので、変更する場合はぜひ諮問いただければと思います。緯度経度で1秒違うとどのくらい違うのでしょうか。

〔志摩委員〕

世界測地系と日本測地系で異なりますが、50、60mくらいだと思います。緯度経度の話題がちょうど出たのでお話ししますが、測地系について、以前日本測地系と世界測地系の違いで水島航路の掘削位置が違うのではないかという話になったので、県の方でも日本測地系を使用するのか世界測地系を使用するのかははっきりしていただきたいと思います。どちらの測地系を使用するかによって、共同漁業権の範囲も異なり、違反か違反じゃないかということにも関わってきますので、ぜひ明確にさせていただきたいと思います。海上保安庁とのやり取りでこれくらいは行けると思っても駄目だという話もよくありましたので、測地系については県の方で統一、明確化していただきたいと思います。専門業者を雇うのも手ではないでしょうか。

〔柏山課長〕

以前は日本測地系の中で緯度経度が示されており、今は新しいものは世界測地系を基準に示されていると認識しております。

〔志摩委員〕

県は世界測地系を使っていると思いますが、漁業者はまだ日本測地系を使っている人が多いのでそこが問題になってくると思います。

〔柏山課長〕

免許方針の中に緯度経度を記載する場合は日本測地系で記載するのか世界測地系で記載するのか明記しておきたいと思います。

〔志摩委員〕

世界測地系で統一するのであれば、中讃は現状日本測地系を使っている者しかおらず、違反、違反でないの問題に関わってきますので、世界測地系に移行する際に指導者がいないのは問題と思います。漁業権の話も大事だとは思いますが、その辺についても考えていただきたいと思います。できればインストラクターでもいれば、移行しやすいかと思います。

〔北尾会長〕

基本は世界測地系で表示するという事によろしいですね。また今後現場で指導していただければと思います。その他ございませんか。

(一同、意見なし)

〔北尾会長〕

それでは続きを説明いただきたいと思います。

〔事務局（赤井副主幹）〕

(資料3、共同漁業権部分を説明)

〔北尾会長〕

今までの説明で質問ありますでしょうか。

〔志摩委員〕

共同漁業権の海域を拡大することに関する考え方を変更することはあるのでしょうか。

〔赤井副主幹〕

原則としては従来どおり現行漁業権の範囲内としますが、生産の拡大が見込まれるであるとか、関係機関との調整が十分に図られているのであればこの限りではないという記載にしています。

〔志摩委員〕

関係機関との調整はどこまで行えばいいのでしょうか。

〔赤井副主幹〕

そちらに関しては、前回宿題としていただいた同意の話になるかと思いますが最後に説明したいと思います。

〔北尾会長〕

その他ございませんか。

(一同、意見なし)

〔北尾会長〕

それでは続きを説明いただきたいと思います。

〔事務局（赤井副主幹）〕

(資料3、区画漁業権部分を説明)

〔北尾会長〕

ただいま区画漁業権について説明いただきました。ご意見ございませんでしょうか。

〔北野委員〕

イカの産卵床については区画漁業権が必要なのでしょうか。

〔赤井副主幹〕

区画漁業権は養殖が想定されると思いますが、人為的、積極的な管理で育てて収穫

するということが養殖にあたると思いますので、区画漁業には該当しないと思います。  
〔北野委員〕

では何に該当するのでしょうか。

〔柏山課長〕

基本的に漁業権という形ではなく、市の連合会の同意の上、取り組んでいただくという形になります。

〔北野委員〕

しかし、免許していただかないと一般の漁業者からクレームが来た際、相手も許可漁業で許可証を見せてきたりと、反論できないと思います。

〔大山補佐〕

今は占用許可を取って産卵床を設置していると思いますが、やり方としては漁業権を取得するのではなく、一定期間産卵床を設置するという事で占用の許可で対応されているので、漁業権を取るということにはならないと思います。

〔志摩委員〕

魚礁に近い考え方ですかね。産卵床はイカの資源を増やすためのものであり、イカを売るというわけにもいかず、営利が絡まないため漁業権を設定できないのではないのでしょうか。

〔植田室長〕

その場所を占有するというだけの許可になると思います。

〔志摩委員〕

各地区の連合会の同意に基づいて設置するので、クレームが来た時は、各ブロックの長が対応する話ではないのでしょうか。

〔北野委員〕

現在は試験的にやっており、現在の場所であれば連合会の漁業権の区域内でできますが、沖でやると稚魚が良く育つので新たに沖でやりたいと考えており、質問させていただいております。

〔志摩委員〕

それは占用許可の問題ではないのでしょうか。

〔北野委員〕

県はどのようにお考えでしょうか。

〔柏山課長〕

漁業を行っている人との関係の中で調整できるか、同意が得られるかどうかということになると思います。

〔北野委員〕

同意を得る必要があるとなれば、近隣の全ての漁協の総会にかけないといけなくなり、作業的に間に合わなくなってしまいます。

〔柏山課長〕

イカの産卵床を対象に漁業権を設定するという考えはないと思います。

〔志摩委員〕

近隣の漁協の同意を得る必要があるのだから話がかからないとできないのではないのでしょうか。あまりにも反発が多かったらできなくなるというのは普通の話ではないで

しょうか。

〔山本委員〕

明日、徳島の方にカキ種をもらいにいくのですが、水産課から外来種として届出をしてくださと言われていたのですが、カキが外来種なのであればアサリやワカメ等の県外から来ているものは外来種にならないのでしょうか。また、アオノリについて、秋の生産量が春に比べ少ないと記載してありますが、当組合では秋でも500キロから1トンくらい収穫しております。そこで協力いただきたいのが保険についてなのですが、春の種の確保が難しい中、秋に収穫できるのに春の保険が減るからといって漁師が秋のアオノリを獲らない状況にあります。漁業共済の方に秋と春で保険を分けてくれなにかと相談したのですが、全国的に例がないとのことで対応いただけなかったもので、水産課でも検討いただけないでしょうか。春と秋で保険を分けていただける方が漁師もやりやすいと考えています。そうすれば秋のアオノリの生産拡大にもチャレンジしていけるようになると思います。今年のような雨の降らない環境や紫外線、そういった環境等に対する技術も確立しており、今年も漁期の延長を希望すると思いますが、保険のところを検討していただけないでしょうか。

〔赤井副主幹〕

徳島の種は外国産ということでしょうか。

〔山本委員〕

外国産というわけではなく、3倍体を持ち帰ろうとしています。それが外来種と言われたのですが、他のアサリ等はどうなのでしょう。

〔赤井副主幹〕

外来種扱いはしていませんが、水産庁から認定を受ける必要はあると思います。

〔柏山課長〕

外来種という表現ではなく、3倍体のカキを天然海域で養殖する場合については、事前に国の方に届出の提出が必要になっています。

〔志摩委員〕

貝類に限った話ではないですよ。

〔柏山課長〕

そうです。

〔大山補佐〕

ニジマスでもやったことがあります。

〔志摩委員〕

魚介類についてという話ですね。外来種が構わないのであれば、魚介類がこんなになくなっているのが中讃地区に外来種であるホンビノス貝をまきたいとも考えてしまいます。「外来種はまけない」としながら、「理由が分からず地元に着いたのなら仕方がない」といった水産庁の見解についても納得できない部分があります。外来種をまいたことにより売り上げが上がるのであれば、非常にいい話ではないでしょうか。とにかく、何故ホンビノス貝の放流がいけないのか、そこはもう一度水産庁の見解を聞いてみたいと思います。

〔植田室長〕

次回までに回答いたします。

〔山本委員〕

漁業の名称の記載の仕方ですが、例えば魚類、藻類と書いてかっこ書きで横にのりやわかめなどが入るのでしょうか。

〔赤井副主幹〕

そのとおりです。

〔筒井委員〕

調整が図られているという記載については、調整ができているということでこのような記載になっているのでしょうか。

〔赤井副主幹〕

そのとおりです。文章を統一し、調整が図られているということで整理しています。

〔北尾会長〕

その他質問はありませんでしょうか。

(一同、意見なし)

〔北尾会長〕

それでは最後に定置漁業について説明をお願いします。

〔事務局（赤井副主幹）〕

(資料3、定置漁業権部分を説明)

〔北尾会長〕定置漁業権、全体について質問ありませんでしょうか。

(一同、意見なし)

〔赤井副主幹〕

それでは、前回の海区委員会で志摩委員からいただいた宿題「どこまでの範囲で利害関係者も含めて同意が必要なのか」について回答いたします。

5年前と10年前の一斉切替えにおいて、樹立要望に添付されていた同意書を確認したところ、区画漁業権については水面をほぼ独占して他種漁業を排他することになるので、共同漁業との関係を慎重に考慮するとの記載があり、同意書の添付を指導してきました。具体的には、共有の共同漁業権の中に区画漁業権を設置する場合に、該当する漁協を同意の範囲としてきました。共同漁業権については、一斉切替えにあたり、既存の漁業権と区域や漁期が変わらない場合は、新たな同意は不要としてきたところです。新規の漁業権を要望する場合は、設定を希望する区域に他の漁業権が重なると想定される場合は該当する漁協からの同意書を添付していただくこととしていました。基本的にこれらが方針となってきたので、今後も同様と考えます。ただし、現行の第二種共同漁業権の区域より外側に新たに漁業権の設定を希望しようとする場合は、他種漁業に及ぼす影響が大きくなると考えられ、基本の考えだけでは調整不足になることも想定されるため、関係するブロックの同意書またはそれに準ずるものを添付していただくことを必要とします。ただし、他種漁業への影響度や、近隣漁協との関係性というのは地域によって異なることが想定されるので、このような例外には個別に対応させていただきます。

〔志摩委員〕

基本的によそのことは分からないので、中讃地区の共同漁業権の拡張について右往左往している最中です。確認させてもらいますが、拡張する場合は中讃地区の中の同意が必要ということでよろしいでしょうか。

〔赤井副主幹〕

地区の同意がとれているということがわかる資料がついていれば問題ありません。

〔志摩委員〕

県側も必要な資料がはっきりしないところがあったので、前回よりも考え方を固めてきたという理解でよろしいでしょうか。私もまとめる立場なので理解する必要がある、きちんとした答えを示していただきたいと思います。小競り合いが良くある地区であるが、まとめていくためにも一つの地区としては、他漁業協同組合と仲良くすることも必要かとも思っています。

〔小見山委員〕

1票でも反対があったらいけないのでしょうか。

〔赤井副主幹〕

ブロックで同意に準ずるものが確認できれば問題ないと考えています。

〔志摩委員〕

多数決制度は好ましくないという考え方であると認識しております。

〔北尾会長〕

共同漁業権、拡張についてはブロックの同意が必要であるとのこと。また、ケースバイケースで異なることもあるという回答でした。免許方針についてこれでよろしいでしょうか。この方針につきましてはまた説明会等開催するとのことでございます。最後にその他について事務局から説明をお願いします。

〔事務局（湯谷主任）〕

（資料4に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、イイダコ遊漁対策等の取組みについて事務局から、説明いただきました。このことについて、何か意見等はございますか。

〔志摩委員〕

昨年の漁業従事者、底びき等の漁獲量は何トンだったでしょうか。

〔湯谷主任〕

底びきだけに限らないと思いますが、6漁協の合計の取扱量が1.2トンでした。

〔志摩委員〕

6漁協に取扱量のデータを提供してもらっていることは知りませんでした。この話は各ブロック長も知らないのではないのでしょうか。また、漁業者の漁獲量が1.2トン、遊漁者の漁獲量が3.0トンということで、明らかに遊漁者の方がイイダコを釣っているということになります。何も対策は行わないのでしょうか。資源管理の取組について、まず漁業者から取り組んでいかないと、なかなか遊漁者にもものを言いづらいとの話ではありましたが、現在遊漁者の中で何か取組みは行われているのでしょうか。

〔湯谷主任〕

具体的に決まっていることはありません。

〔志摩委員〕

漁業者は既に3年間も資源管理に取り組んでおり、各組合それなりに費用もかかっています。遊漁を止めて欲しいという話ではありませんので、せめて漁業者と同等の取組みくらいはしていただけないでしょうか。

〔小見山委員〕

漁業者の方は自主的に2か月間休漁することが決まっていますが、遊漁者の方はどうなっているのでしょうか。

〔湯谷主任〕

遊漁者の方いきなり何か月間イイダコ釣りを禁止してくださいというようなルールを押し付けるわけにはいきませんので。

〔志摩委員〕

まず漁業者の方で取組みを行えば、同等の取組みを遊漁者にもしていただくという話で漁業者の方が先に取組みを開始することになったのではないのでしょうか。

〔小見山委員〕

それが前提で、まず漁業者が自主的な資源管理を開始したと記憶しております。

〔志摩委員〕

そのような話であったのに、県は遊漁者に対して同等の取組みを行うよう働きかけているのでしょうか。漁業者の漁獲量が1.2トン、遊漁者の漁獲量が3.0トンと遊漁者の方がイイダコを釣っていることは明白であり、早急に対応していただけないでしょうか。また、別件ですが、県はスーパーで魚がいったいいくらで売られているか把握しているのでしょうか。一度調べて海区委員会に提出していただけないでしょうか。市場ではスーパーで売っている値段の5分の1程度でしか売れません。100キロ獲っても1万円にしかありません。このような状況ではとにかくたくさん量を漁獲するしかなく、資源管理をすることもできないのではないのでしょうか。スーパーでモニタリング等行っていただきたいと思います。資源管理は水産庁が進めていることで理解はできますが、我々の要望にも応えていただければ漁業者も納得できないと思います。補助等の制度ありますが、補助を受けるには様々な制約が発生します。

〔小見山委員〕

燃油の補助はないのではないのでしょうか。

〔志摩委員〕

燃油の補助は各市町でやっている所もあります。燃油代は高騰していますが、そもそも魚がもっと適正な値段で売れるようになれば、燃油代の高騰は問題にならないのではないのでしょうか。とりあえず、スーパーの魚の値段を調べていただきたいと思います。

〔北尾会長〕

志摩委員から厳しい意見をいただきました。イイダコについてはかなり長い間議論してまいりましたので、水産課の方でも早急な遊漁への働きかけ等よろしく願いいたします。また、スーパーへの価格の調査の話も出ておりましたので、そちらについても可能な限りよろしく願いいたします。

その他事務局から何か説明ありますか。

〔事務局（湯谷主任）〕

ございません。次回の委員会の開催について、次回は8月下旬に開催予定です。

〔北尾会長〕

それでは、これで海区委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

〔閉 会 午前 1 1 時 3 0 分〕

上記は第 3 8 9 回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 大 北 永 吏

署名委員 松 本 悟